

## ジェンダー平等度

### 153カ国中121位に急落 どこが先進国なの！

ILO条約の批准、ハラスメント対策の充実強化を求めている。

首相が女性活躍を掲げる日本は、2019年のジェンダーギャップ指数で前年から11位も順位を下げて121位となった。政治分野（144位前年比19位）、経済分野（115位前年比+2位）の女性状況に加え、教育分野（91位前年比26位）での女性状況を反映した。G7では当然最低だ。中国は106位、韓国は108位、日本の前は120位アラブ首長国連邦、122位クエートとイスラム諸国になっている。とりわけ政治分野のランク144位は下位10カ国に含まれる。

衆議院における女性議員は46人、割合は10%弱、閣僚の女性は3人、世界平均は下院で25.2%、閣僚は21.2%だ。国会が男社会である限り、生活に根ざした政策や子どもを生き生きと社会、男女平等に向けた動きは進まない。選択的別姓制度の導入を拒否し、性役割分担に固執する政治や企業風土を変えないと日本は沈没しかねない。女性たちが声を上げ、行動している。

### ILO条約が批准できる ハラスメント禁止法を！

12月23日午後労政審雇用環境均等分科会が開かれ、11月20日に提示された指針案が了承された。



ダメなものにはNOを！

この案については12月20日までパブコメ募集がなされていた。全労協も女性委員会もハラスメントは人権侵害であり、行ってはならないことを明記すること。労働者の定義を広くし、就活生やフリーランス等も対象にすること、JRや郵政の職場におけるハラスメントに事例を上げ、弁解カタログになりかねない「該当しない例」の削除、ILO条約の批准にむけ、附帯決議を踏ま

### 2019年の男女平等ランキング

1 (1)	アイスランド
2 (2)	ノルウェー
3 (4)	フィンランド
4 (3)	スウェーデン
5 (5)	ニカラグア
6 (7)	ニュージーランド
7 (9)	アイルランド
8 (29)	スペイン
9 (6)	ルワンダ
10 (14)	ドイツ
53 (51)	米国
75 (73)	タイ
106 (103)	中国
108 (115)	韓国
112 (108)	インド
121 (110)	日本

(注)カッコ内は前年順位

2019年12月17日 日経新聞より

### 12・9 JALに解決を求める 本社包囲行動に650名参加

年末まで不当解雇争議の解決を求めて、JAL争議団と支援の仲間は闘ってきた。

12月9日には650名の争議団と支援の仲間が結集し、年末までに解決せよと声を上げた。

12月20日にはJAL闘争を支える会主催の争議団を励ます大望年会が開かれ、

220名を超える参加者集まった。

オリパラ前には全面解決を勝ち取るう！



# 裁判所がママハラを許してはなりません！

12月24日裁判所前で阿部潤裁判長に抗議のアクション

11月28日女性委員会に参加する女性ユニオン東京組合員Aさんのママハラ裁判の高裁判決があった。

本事件は経緯が複雑だ。Aさんは育休明けに保育園が決まらず、2014年9月会社提案を受け週3日の契約社員を選んだ。その制度には「本人の希望する場合は正社員への契約再変更が前提です」とあった。数日後に保育園が見つかり正社員への復帰を求めたが会社は拒否。Aさんは組合に加盟し団交で解決を求めたが、逆に業務改善書や警告書が出された。翌年5月、会社は地位不存在確認の労働審判を申立後取下げ、裁判を提訴した。やむなくAさんも提訴、厚労記者会で会見を行った。2016年6月会社はAさんの記者会見が名誉棄損にあたると提訴した。

2018年9月東京地裁判決は、会社の不当行為、雇止無効は認め、正社員の地位は認めなかった。双方が控訴。高裁は2回で結審、判決が2度延期され11月28日判決だった。高裁第8民事部阿部潤裁判長は、地裁と同様正社員の地位は認めず、雇止は会社の録音禁止の指示に従わなかった等で妥当とし、原告の記者会見は会社へ名誉棄損と無職のAさんに55万円の損害賠償を命じた。傍聴者は余りの判決にビックリ。報告集会で宮里弁護士は事実認定を変えて一審を否定し争点に入らない不当極まりない判決、記者会見で坏弁護士は労働者の手足を縛ると判決批判した。ハラスメントを受けた労働者の防衛手段の録音すら認めない不当判決は許せない。



12月24日、裁判所前で抗議のアクション

## 私のお気に入り

### サイクリング？

時間に余裕があることとお天気がいいのが条件。前日に天気予報と地図をにらめっこして、目的地到着時間を逆算して出発時間を決め、当日、「よしっ」と起き出すのが始まり。

自宅すぐ横の、東海道線をまたぐ陸橋を超え、新幹線ガードをくぐり、三方原(みかたばら)台地(だいち)へ上がる秋葉坂にちょっぴり苦勞しつつ姫街道に出て、あとは道なりにひたすら北上。

途中には、母校の小中学校や幼稚園跡(犀ヶ崖古戦場(さいががけこせんじょう)にある)もあるし、ちとそれれば、「未払い賃金を払え～」と訪ねて玄関払いされたブラックな旅行会社があるし、台地の土は今日も赤い(ここで獲れる三方原ジャガイモは美味しい)とか、まあ、そんな所を横目に見ながら走るわけです。ママチャリで。

もっと快適に走れる自転車もあるんだけど、この季節は何と言ってもかご付が望ましい!(^^)! なぜって、行く道の傍々に無人販売があって、旬の柿やらみかんやら、てんこ盛りで売っているから。もちろんとてもお安い。で、どこで何を仕入れるかチェックを終了した頃には、細江町は気賀に到着。帰途には戦利品(?)で



かごがあふれるのです。サイクリング?いや、本来の目的は浜松市駅近のユニオン相談拠点まで出かけて来られない相談者との打ち合わせ。バスで行くのも自転車で走るのもどうせ1時間かかるなら、楽しみも兼ねて走っちゃえ!という(笑)のが最近のマイブーム。往復30kmでした

遠州労働者連帯ユニオン 岡本真弓

24日の昼、急遽裁判所前で抗議のアクションが企画された。「裁判所がママハラを許してどうする!」「録音は労働者の命綱だ!」等のプラカードを掲げてコールとリレートークを行った。参加者の「わたしは子供を産みたい!、仕事をしたい!」

と辛い経験を踏まえた訴えに子供を産む女性を差別する実態は変わっていないと実感した。こんな状態ではジェンダー平等度が121位に急落するのは当たり前だ。このアクションは2020年も続く。(y)

## 「介護ヘルパー立ち上がる!」 「国家賠償訴訟を提訴」

11月1日、介護労働者である介護ヘルパー3名が国を相手取り、人間らしい働き方を求めて国家賠償訴訟を東京地裁に提訴しました。私は原告の一人です。

訪問介護の現場では長年にわたり、労働基準法が守られていないこと、そのため、訪問介護労働者が、正当な賃金を受けられずに不利益を被っているという実態を明らかにし、労働に見合った対価の補償等を求めるものです。

「0時間契約」で働く介護ヘルパーは、就労時間の補償が無いため賃金保証もないまま、その時々求められる時間だけ働いています。待機時間に対して賃金は支払われません。拘束時間は長いのに移動時間と待機

時間のある出来高払いのため介護労働者の中で最も低賃金で、月毎のシフトで勤務が決まるため収入も安定しません。介護保険の改定により働き方が細分化され、45分・30分・20分・20分未満の指定までもあります。短時間化されたケアには利用者の尊厳もなく利用者にとっても不幸なことです。

介護保険制度を規定する介護保険法は、人が人として働けない環境を法律として作ったた人権を無視した悪法です。

1月20日14時に東京地裁803号法廷で始まる裁判の応援を宜しくお願いします。

ふくしま連帯ユニオン・  
訪問介護ヘルパー 佐藤昌子